

掛川市条例第57号

掛川市準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月25日

掛川市長

(別紙)

掛川市準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例

掛川市準用河川占用料等徴収条例（平成17年掛川市条例第137号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に変更する。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(流水占用料等の徴収)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 流水占用料等の額は、次の各号に掲げる流水占用料等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 流水占用料 別表第1の規定により算定した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 土地占用料 別表第2の規定により算定した額（占用の期間が1月に満たない場合は、同表の規定により算定した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額）</p> <p>(3) 土石採取料その他の河川産出物採取料 別表第3の規定により算定した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額</p> <p>3 (略)</p>	<p>(流水占用料等の徴収)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 流水占用料等の額は、次の各号に掲げる流水占用料等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 流水占用料 別表第1の規定により算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 土地占用料 別表第2の規定により算定した額（占用の期間が1月に満たない場合は、同表の規定により算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額）</p> <p>(3) 土石採取料その他の河川産出物採取料 別表第3の規定により算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額</p> <p>3 (略)</p>

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市準用河川占用料等徴収条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における許可に係る流水占用料等から適用し、施行日前における許可に係る流水占用料等については、なお従前の例による。